振出日　平成22年８月31日
振出地　東京都板橋区
振出人　株式会社サンリッツ　代表取締役　礒田　紘一
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第４４号

千葉県東金市広瀬489番地４
申立人　シンコウデンセツ有限会社
代表者代表取締役　伊藤　　進
権利を争う旨の申述の終期　平成23年６月23日
平成23年３月10日　　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＦＤ10699
金額　487,169円
支払期日　平成23年４月30日
支払地　東京都墨田区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行錦糸町支店
振出日　平成22年12月27日
振出地　東京都江東区
振出人　日鐵ドラム株式会社　取締役社長　賀川　　彰
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第４５号

東京都荒川区西日暮里６丁目38番２号
申立人　テックトレーディング株式会社
代表者代表取締役　石塚　　勉
申立人代理人弁護士　白井　　徹
権利を争う旨の申述の終期　平成23年６月23日
平成23年３月10日　　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　196600
金額　1,642,273円
支払期日　平成23年４月５日
支払地　東京都品川区
支払場所　シティバンク銀行株式会社本店
振出日　平成22年12月５日
振出地　神奈川県厚木市
振出人　日本エマソン株式会社ブランソン事業本部　支配人事業本部長　亀山与志幸
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３３２９号

札幌市白石区南郷通20丁目北３番22―302号
債務者　寺下　浩子
１　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８９９号

札幌市北区新琴似６条１丁目１番10号　山田ハイツ201号
債務者　中村　啓子（旧姓須藤）
１　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９００号

札幌市北区新琴似６条１丁目１番10号　山田ハイツ201号
債務者　須藤　英未
１　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６号

北海道北広島市大曲緑ケ丘７丁目４番地16
債務者　白川　愁二
１　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６号

札幌市北区北32条西９丁目５番14号　ビックバーンズＭＳ―Ｎ32―303号
債務者　佐藤時記江
１　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４３号

札幌市厚別区厚別中央３条２丁目16番12号　リラハイツ２号
債務者　渡辺　憲一
１　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３４号

札幌市豊平区美園９条８丁目４番12号
債務者　保　　巖
１　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５２号

札幌市北区新琴似５条15丁目５番８号　ＯＺ・Ｉ201号
債務者　横澤　　映
１　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６５号

札幌市豊平区平岸６条17丁目１番１―615号
債務者　清水　孝彦
１　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８９号

札幌市北区新琴似１条５丁目１番15号
債務者　畑　　絵美
１　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２１号

北海道江別市大麻新町22番地の14　ハピネス203
債務者　阿部摩美子（旧姓浅師）
１　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４５号

札幌市手稲区曙３条３丁目１番18号　こくど１号棟２Ｆ
債務者　山田　利和
１　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４６号

札幌市西区発寒11条３丁目４番11―308号
債務者　柴田ひとみ
１　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部